

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う

住民投票を実施します

投票日

7月下旬

参議院議員通常選挙と同日に実施します

令和7年5月15日の市議会臨時会において、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票条例が可決されたため、住民投票を実施します。投票日・方法などの詳細は、別途発行する広報とよはし号外及びホームページにてお知らせします。

問合せ

・投票及び開票に関すること 選挙管理委員会 (☎51・2960)

・「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」に関すること
スポーツ施設再編室 (☎51・2864)



HP 118695

住民投票について

今回の住民投票は、令和6年9月27日に特定事業契約を締結した「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」（現在、事業を一時中止しています）の継続の賛否について、住民の意思を的確に反映させるために実施します。

投票資格者

- ①日本国籍を有する方
 - ②投票日において、満18歳以上の方
 - ③告示日（7月上旬予定：参議院議員通常選挙が公示される日と同日）の前日において、3か月以上、引き続いて本市に住民票がある方
- ※ただし、投票日までに市外へ転出された方や、公職選挙法第11条等の規定で選挙権を有しない方は、投票できません。

期日前投票など

期日前投票、不在者投票、代理投票、点字投票は、参議院議員通常選挙と同様に行えます。

※ただし、市外に滞在されている方や、市外の病院等に入院・入所されている方は、不在者投票できません。

投票運動について

- 投票運動とは、賛成又は反対の投票をするように、又は、しないように勧誘する行為のことをいいます。
 - 住民投票に関する投票運動は、自由です。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはなりません。
 - 7月に予定されている参議院議員通常選挙の公示日から投票日の前日までの期間は、投票運動をすることはできません。ただし、投票資格者がインターネット等（ホームページやSNSなど）を利用して行う投票運動はできます。（参議院議員通常選挙で行われる候補者又は確認団体等による選挙運動又は政治活動が、住民投票の投票運動にわたることを妨げません。）
 - 投票日当日は、投票運動をすることはできません。
- ※参議院議員通常選挙と同日実施となることから、公職選挙法による規制もありますのでご注意ください。

投票用紙のイメージ

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票

(注意) 一 あなたが良いと思う選択肢の上の○を書く
二 「○」の記号以外は、何も書かないこと。

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否

事業の継続に賛成	事業の継続に反対	選択肢
○	○	○を書く欄

見本

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業とは

事業の背景及び目的

豊橋市総合体育館は、建設後 30 年以上が経過し、老朽化による大規模改修等の必要性があること、利用の過密化により施設の予約が難しくなっていること、市の縁辺部に位置するため来場者等による経済効果が不十分であることなどの問題があります。

そのため、豊橋市総合体育館を補完することに加え、プロスポーツやエンターテインメントなどを観る機能や、防災活動拠点としての機能を強化・充実し、さらには、コンベンションなどの集客による経済効果、まちの活性化を可能とする多目的屋内施設の整備を計画しました。整備については、豊橋公園東側エリアの老朽化した公園施設の再整備及び管理運営を含めた一体の事業として、民間ノウハウを活用する PFI（※）などの手法により実施するものです。（令和 5 年 10 月「入札説明書」から要約）

※ PFI とは、PPP（官民連携事業）の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等に民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法です。より少ない財政支出で質の高いサービスを提供することを目的としています。

事業方式

この事業は、PFI 法に基づく事業方式で行います。まず、多目的屋内施設については、事業者が設計・建設を行い市に所有権を移転した後に、市が事業者へ公共施設等運営権を設定することで、事業者が日々の市民利用はもとより、利用者のニーズに沿ってスポーツやエンターテインメント等の企画を提供するなど、主体的に運営を行う事業方式（BT+ コンセッション方式）で実施します。次に、多目的屋内施設を除く施設については、事業者が設計・建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて維持管理・運営業務を行う事業方式（BTO 方式）で実施します。

事業概要

事業者

豊橋ネクストパーク（株）

「TOYOHASHI Next Park グループ」が、本事業の実施のみを目的として出資・設立した特別目的会社。令和 6 年 9 月 27 日に本市と特定事業契約を締結。

TOYOHASHI Next Park グループ

代表企業	スターツコーポレーション（株）
構成企業	スターツ CAM（株）、スターツファシリティサービス（株）、スターツ東海（株）、前田建設工業（株）中部支店、前田道路（株）中部支店、エリアワン（株）
協力企業	（株）梓設計 中部支社、大島造園土木（株）、美津濃（株）、中央コンサルタンツ（株）、（株）オノコム、藤城建設（株）、豊橋建設工業（株）、サンエイ（株）豊橋営業所

■ 契約金額及び実施業務

23,069,999,700 円 (消費税及び地方消費税を含む) に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額 ※1

内訳

項目	実施業務	金額
設計・建設業務に係る費用	■多目的屋内施設の設計・建設等業務 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道・アーチェリー場、その他の諸室 ■公園基盤施設の設計・建設等業務 多目的広場、こども広場、芝生広場、園路、テニスコート、相撲場、駐輪場、駐車場・ロータリー、その他 ■整備のため必要な施設の解体・撤去業務	23,069,999,700 円
統括管理業務に係る費用	上記施設及び陸上競技場に係る 30 年間の統括管理・運営・維持管理業務	0 円 ※2
運営業務に係る費用		
維持管理業務に係る費用		

※1 一部に国の補助金等を活用することを見込んでいます。

※2 事業者が独立採算で行う事業スキームが提案されているため、統括管理・運営・維持管理業務に係る費用は 0 円となっています。

■ スケジュール（契約締結時点のもの）

契約期間：令和 6 年 9 月 27 日（特定事業契約締結日）から令和 39 年 9 月 30 日まで

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	～	R39
設計・建設期間	多目的屋内施設及び駐車場	R6.9.27 → R9.7.31							
	上記以外	R6.9.27 → R11.3.31							
維持管理・運営期間	多目的屋内施設	R9.10.1 → R39.9.30							
	陸上競技場	R9.4.1 → R39.9.30							
	上記以外 ※	R11.4.1 → R39.9.30							

※ 令和 11 年 3 月 31 日以前に整備を完了した場合は、整備完了後から維持管理・運営期間とします。



多目的屋内施設	建物規模・構造	・建築面積：約 14,049 m² ・構造：鉄骨造 3 階建 ・延べ面積：約 21,188 m² ・最高の高さ：約 25m
	メインアリーナ	・バスケットコート 3 面利用可能 ・観覧席数（固定席、可動席、移動席、立見席等含む） プロスポーツ開催時 5,073 席（バスケットコート 1 面の場合） コンサート開催時 5,196 席（エンドステージの場合） ・VIP ルーム、ラウンジ、売店
	サブアリーナ	・バスケットコート 2 面利用可能 ・観覧席数：208 席
	武道場	・柔道、剣道、空手道、日本拳法など 6 面利用可能 ・観覧席数：200 席
	弓道・アーチェリー場	・弓道（近的 12 人立、遠的 6 人立）、アーチェリー（50m）
	その他の諸室	・多目的室兼会議室、トレーニングルームなど



公園基盤施設	多目的広場	・規模：約 9,500 m² ・グラウンドゴルフ、ゲートボールなどのレクリエーションスポーツや多様なイベントが開催可能な独立した広場
	こども広場	・規模：約 2,840 m² ・乳幼児用遊具、インクルーシブ遊具、シンボル性のある児童遊具
	芝生広場	・規模：約 5,740 m² ・「集いの丘」（多目的屋内施設入口前の緩やかな斜面）と平地の広場
	園路	・一部をランニングコースとして利用可能
	テニスコート	・軟式・硬式兼用の砂入り人工芝 16 面 ・観覧席（日除け機能あり）
	相撲場	・土俵 1 面（観覧席あり） ・テニス利用者用更衣室及び屋外トイレ併設（多目的ブース付）
	駐輪場	・公園利用者用：約 100 台
	駐車場・ロータリー	・公園利用者用（分散配置）：約 400 台
	その他	・屋外トイレ 2 棟（多目的ブース付）、管理用倉庫、休養施設 5 棟、案内板（サイン）、公園照明灯、新樹植樹など

事業者からの提案概要

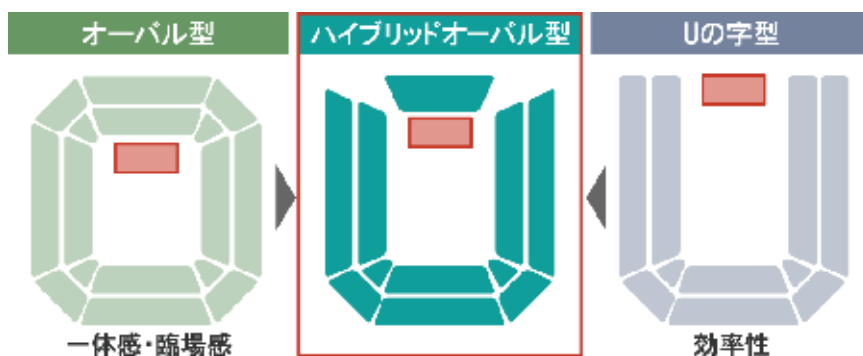
掲載内容は提案の一部であり、今後、変更となる場合があります。

■ 実施体制・事業方針

- 数多くの PPP/PFI 事業の代表企業としての実績を有する企業やコンセッション事業の豊富な経験を有する企業、全国で数多くのアリーナをはじめとするスポーツ施設の設計実績を有する企業など、業務ごとの専門性や強みを活かした事業実施体制を敷き、高機能アリーナと都市公園を核とした地域の活性化と持続的成長を実現します。
- 次世代通信インフラや大型ビジョンなど常設設備を充実させ、愛知国際アリーナ（IG アリーナ）などと連携し、大型の興行誘致やライブビューイングなど多様な興行開催をすることにより、収入の最大化と運営コストの合理化を実現し、市の運営・維持管理費用を軽減します。

■ 全体計画・施設計画

- 既存の樹木と野球場芝生席の起伏を活かした施設配置とし、公園環境を保全するとともに、公園内の回遊性や一体的な賑わいを創出する配置・動線とします。
- 多目的屋内施設の外装は木立や手筒火花をイメージし、緑と空に映える豊橋らしい外観デザインとします。
 - ・メインアリーナ・サブアリーナ・武道場など、利用用途の役割分担を明確にし、各諸室に最適な機能を持たせます。
 - ・メインアリーナは、スポーツ観戦に適したオーバル型と、音楽鑑賞に適したUの字型の特徴を合わせたハイブリッドオーバル型アリーナとすることで、高稼働アリーナを実現します。



ハイブリッドオーバル型イメージ

- 緊急車両の動線として、敷地東側の園路を活用した各公園施設への動線確保のほか、外部から直接アリーナへの大型車両やフォークリフトによる搬出入を可能とし、物流拠点施設としての転用など、災害時の円滑な機能転換が可能となる計画とします。

■ 運営・維持管理

- メインアリーナにおいては、アマチュアスポーツ大会などの一般利用を60日確保しつつ、プロスポーツや音楽興行、企業利用の開催など、公共性と収益性を両立した誘致を行います。
- 駐車場の管理運営について、効率的なICT等の活用と柔軟な利用料金の設定により、周辺道路の交通環境に配慮しつつ、利便性の向上も図ります。

■ 自主事業

- 民間事業者のノウハウや愛知国際アリーナ（IG アリーナ）との連携を活用し、ネーミングライツやスポンサー収入による資金調達を行います。
- 個人利用から法人利用まで幅広い利用者のニーズを想定し、すべての来場者が「また訪れたい」ホスピタリティサービスを提供します。
- 多様なスポーツ教室の開催など市民の「する」スポーツの促進や、地域の特色を活かしたイベント開催など、豊橋公園の魅力向上に資する事業を行います。

この事業に関する情報は、ホームページに掲載しているほか、以下の施設で開館時間中に閲覧できます



施設名	閲覧できる資料	
	・多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業提案概要について（令和 6 年 8 月公表） ・広報とよはし令和 6 年 8 月号 ・多目的屋内施設整備基本計画（令和 5 年 8 月公表） ・多目的屋内施設関連市場調査報告書（令和 4 年 9 月公表）	・入札説明書、要求水準書等説明資料（令和 5 年 10 月公表） ・多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書（令和 3 年 3 月公表）
じょうほうひろば（市役所東館 1 階）	○	○
スポーツ施設再編室（市役所西館 3 階）	○	○
市民センター（カリオンビル）	○	○
各校区市民館 50 か所	○	
各窓口センター 8 か所	○	
各生涯学習センター 21 か所	○	○
中央図書館	○	○
まちなか図書館	○	○
大清水図書館	○	○
向山図書館	○	○
総合体育館	○	
アクアリーナ豊橋	○	
総合運動場管理事務所（豊橋公園内）	○	
各地区体育館 10 か所	○	
武道館	○	
市民クラブハウス（岩田運動公園内）	○	
アイブラザ豊橋	○	
こども未来館「ここにこ」	○	
美術博物館	○	